

岩手県告示第516号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和2年8月14日から同年9月14日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

令和2年8月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 一般財団法人クリーンいわて事業団 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

(2) 代表者の氏名 大泉 善資

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県八幡平市平館第1地割160番92ほか130筆

3 産業廃棄物処理施設の種類 管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）

5 申請年月日 令和元年11月18日